

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、観音寺市粟井土地改良区から役員
の就任について次のとおり届出があった。

令和3年4月27日

香川県知事 浜 田 恵 造

役員の 種 類	氏 名	住 所	就任年月日
理 事	谷川 泰三	観音寺市粟井町474番地1	令和3年3月26日